

社会福祉法人つぼみ会役員等報酬基準

(目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人つぼみ会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、当法人の公務に従事する場合は、社会福祉法人つぼみ会旅費規程（役員）に定めるとおり費用を弁償する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。